別表第一に次の一号を加える。

六十四　一万円の貨幣のうち沖縄復帰五十周年を記念するため発行するもの

形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、水色、青色、青紫色、赤色、茶色、黄土色、オレンジ色、黄色及び緑色

素材	金
品位	純金
量目	十五・六グラム
形式	 
直径	二十六ミリメートル

別表第三中第五十六号を第五十七号とし、第三十九号から第五十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九　沖縄復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣　五万枚

別表第三に次の一号を加える。

五十八　沖縄復帰五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣　二万枚

別表第四に次のように加える。

四十九	沖縄復帰五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	十三万九千五百四十六円
五十	沖縄復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	一万六百三十七円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十八号」を「第四十九号」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄